

第412回 五島海区漁業調整委員会

日 時： 令和7年5月15日(木) 10時00分開始

場 所： 五島振興局4階A会議室

長崎県五島市福江町7番1号

役割分担	進行内容など
事務局	定刻となりましたので、ただいまから、第412回五島海区漁業調整委員会を開催します。 本日は改選後最初の委員会ですので、知事が招集いたしました。 それでは、開会にあたりまして、事務局長からご挨拶をお願いします。
事務局長	(挨 拶)
事務局長	議事に入ります前に、後ほど詳しくご説明いたしますが、本日は第4号議案の関係で、答申の手続き上必要なため利害関係者から意見を聴く場としての公聴会をこの委員会の最中に開催することとなっておりますのでご承知おき願います。 それからご相談でございます。本来議事進行は当委員会の会長に行っていただきますが、会長が決まっておりませんので、事務的な部分である委員の席順決定、それから委員及び事務局の紹介、海区漁業調整委員会の性格と権限等の説明、会長選出までの仮議長の決定までを事務局の方で進めさせていただきたいと思いますがご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
事務局長	まず、席順を抽選により決定したいと思います。席順の番号は机の上にお示ししているとおりでございます。これから、事務局が抽選番号を持って回りますので、引かれたら、その番号の席にお着き下さい。 この抽選で決まった番号の席は、これから4年間そのままとなりますのでご了承願います。 なお、のちほど会長互選を行いますが、会長になられた委員の方は会長席となりますので、10番の席の方は空いた席へ移動して頂くということでご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

	(抽選、席の移動)
事務局長	改選後最初の委員会ですので、事務局から席順に従って委員の方の紹介、並びに事務局職員の紹介を致します。
事務局	(委員、事務局員の紹介)
事務局長	続きまして、「海区漁業調整委員会の性格と権限」及び「五島海区漁業調整委員会規程」について説明します。 前期に引き続き委員になられた方はご存知のことと思いますが、再確認の意味を含めてお聞きください。
事務局	(資料により説明)
事務局長	以上を持ちまして「海区漁業調整委員会の性格と権限」及び「五島海区漁業調整委員会規程」についての説明が終わりましたが、何かご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。
各委員	(質問等が終了した時点で)
事務局長	他にご意見、ご質問等もないようですので、続きまして、議事に入ろうと思いますが、漁業法施行令第13条第1項に、会長が会務を総理するとあり、また漁業法第137条第2項に「会長は委員が互選する」と規定されておりますが、会長が決まるまで、仮議長により進めてまいりたいと思います。 仮議長は事務局で指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
事務局長	ご異議もないようですので、今回は中立委員の年長者である五島委員に仮議長をお願いいたします。 五島委員、仮議長席をお願いします。
	(五島委員、仮議長席へ)

五島仮議長	ただいまご指名を受けました五島でございます。 会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせて頂くことになります、よろしくお願いいたします。
五島仮議長	それでは議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局からあらためて報告願います。
事務局	本日は、10名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
五島仮議長	本日の議案は、 第1号議案 会長及び会長代理の互選について 第2号議案 長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について 第3号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について 第4号議案 五島海区漁場計画の変更(案)について(諮問) 第5号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) となっております。
五島仮議長	それでは、第1号議案「会長及び会長代理の互選について」を上程致します。 ここで、本委員会を休会し、協議会で協議しようと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
五島仮議長	それでは委員会を休会し、協議会と致します。
	(協議会)
五島仮議長	それでは、委員会を再開します。 会長及び会長代理の互選について、何かご意見等ございませんか。
松尾委員	会長には草野委員を、会長代理には大久保委員を推薦します。
五島仮議長	ただ今、会長に草野委員、会長代理に大久保委員が推薦されましたが、他に ご意見等ございませんか。

各委員	(意見等なし)
五島仮議長	他にご意見もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。
五島仮議長	第1号議案「会長及び会長代理の互選について」は、会長に草野委員、会長代理には大久保委員で決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
五島仮議長	ご異議も無いようですので、第1号議案「会長及び会長代理の互選について」は、会長に草野委員、会長代理に大久保委員を決定することと致します。 以上で私の役を終わりました、新会長に引き継ぎたいと思います。 ご協力ありがとうございました。
事務局長	それでは、会長と会長代理が決定しましたので、会長は会長席へ、座席番号10番の片山委員は3番の席へ移動願います。 まず会長と会長代理お二人にご挨拶をお願いし、その後は会長に議事を進めて頂きます。
会長	(会長挨拶)
会長代理	(会長代理挨拶)
草野会長	次の議事に入ります前に、事務局と打合せをさせて頂きたいので、10分ほど休会致します。
	(休会)
草野会長	委員会を再開いたします。 議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思いますが、当委員会規程第6条第2項により、会長と会長が指名した2人以上の出席委員が議事録署名人となる旨規定されております。 つきましては、座席番号順に従い指名していくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

草野会長	それでは、今回の議事録署名人は浜崎委員と増田委員にお願いいたします。 続きまして、第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について」を上程し、協議会で検討した上で議決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
草野会長	ご異議もないようですので、ただいまから委員会を休会し、協議会と致します。
事務局	(長崎県連合海区漁業調整委員会の説明)
	(協議会)
草野会長	委員会を再開します。 第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について」何かご意見等ございませんか。
浜崎委員	長崎県連合海区漁業調整委員会委員に大久保委員を推薦します。
草野会長	大久保委員が推薦されましたが、他にご意見等ございませんか。
各委員	(意見等なし)
草野会長	他にご意見も無いようですので、第2号議案について採決に入ります。
草野会長	第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について」は大久保委員で決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
草野会長	ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について」は大久保委員で決定します。 以上で、第2号議案を終了します。
草野会長	続きまして第3号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について」を上程し、協議会で検討した上で議決したいと思いますが、ご異議ご

	ざいせんか。
各委員	異議なし。
草野会長	ご異議もないようですので、ただいまから委員会を休会し、協議会と致します。
事務局	(広域漁業調整委員会の説明) (協議会)
草野会長	委員会を再開します。 第3号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について」 私の方から五島委員を推薦したいと思いますが、他にご意見等ございませんか。
各委員	(意見等なし)
草野会長	他にご意見も無いようですので、第3号議案について採決に入ります。
草野会長	第3号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について」 は五島委員を選出することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
草野会長	ご異議もないようですので、第3号議案「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員候補の選出について」は五島委員を選出することに決定します。 以上で、第3号議案を終了します。
草野会長	続きまして第4号議案「五島海区漁場計画の変更(案)について(諮問)」を上程します。 なお、本日は公聴会を11時00分から11時10分までの10分間開催いたします。 ご協力のほどよろしくお願いします。 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局	お手元の資料12ページをご覧ください。 県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 （諮問文朗読） （資料説明） 以上で説明を終わります。 ご審議の程よろしく願いいたします。
草野会長	11時00分から公聴会の予定ですので、それまで委員会を休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
草野会長	それでは委員会を休会致します。
	（休会）
事務局	10時59分となりました。 まもなく公聴会の開始時間です。
草野会長	それでは委員会を再開致します。 公聴会の開始時間となりましたので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
草野会長	ご異議もないようですので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催します。
草野会長	<公聴会> 事務局に公聴人からの発言申し込みはありますか。
事務局	現在のところ、公聴人からの発言申し込みはございません。
草野会長	公聴人からの発言申し込みはないとのことですので、公聴会は発言の申し込みがあり次第再開するということで、公聴会を一旦休会し、委員会を再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員	異議なし。
草野会長	ご異議もないようですので、公聴会を一旦休会し、委員会を再開することいたします。
草野会長	<公聴会休会> 事務局から第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。
各委員	(意見、質問等なし)
草野会長	ご意見、ご質問等もないようですので、公聴会の終了時間までの間、委員会を一旦休会したいと思います。ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
草野会長	それでは委員会を休会致します。
	(休会)
事務局	ただいま11時09分です。 間もなく公聴会の終了時間となります。
草野会長	それでは公聴会を再開致します。
草野会長	<公聴会> 事務局に公聴人からの発言申し込みはありますか。
事務局	公聴人からの発言申し込みはございません。
事務局	11時10分になりました。 公聴会の終了時間です。
草野会長	それでは、公聴会を終了し、委員会を再開します。
草野会長	<公聴会終了> 第4号議案について、他にご意見、ご質問等もないようですので、採決に入ります。

	す。
草野会長	第4号議案「五島海区漁場計画の変更(案)」について(諮問)」につきまして、諮問原案どおりの計画案とすることで差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
草野会長	ご異議もないようですので、第4号議案「五島海区漁場計画の変更(案)」について(諮問)」につきまして、諮問原案どおりの計画案とすることで差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第4号議案を終了します。 続きまして、第5号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料30ページをご覧ください。 県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 (諮問文朗読) (資料説明) 以上で説明を終わります。
草野会長	ただいま、第5号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
草野会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第5号議案について、採決に入ります。
草野会長	第5号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」につきまして、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
草野会長	ご異議もないようですので、第5号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等

	の公示について（諮問）」につきまして、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第5号議案を終了します。
草野会長	これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。 委員の方から、何かご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
各委員	（意見、質問等なし）
草野会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。
事務局	事務連絡でございます、次回の漁業調整委員会につきましては、6月頃の開催を予定しています。
草野会長	このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	（質問、意見等なし）
草野会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。 お忙しい中のご出席、ありがとうございました。